

報道資料

令和7年11月11日
総務部法務文書課
県政情報公開係 今井、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 60574、60594

奈良県情報公開審査会の第297号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第505号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- 答申：令和7年11月11日
- 諒問実施機関：奈良県公安委員会
- 実施機関：奈良県警察本部長（刑事部 捜査第一課）
- 対象行政文書：
ア 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）
イ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）
ウ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）
エ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）
オ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜索結果（令和4年7月9日）
カ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～
- 諒問に係る処分と理由
○ 決定：一部開示決定
- 不開示部分：
ア 上記対象行政文書のアのうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部
イ 上記対象行政文書のアのうち、「弁録等」欄
ウ 上記対象行政文書のアのうち、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄
エ 上記対象行政文書のイのうち、「死亡日時」欄の一部
オ 上記対象行政文書のイのうち、「死因等」欄の一部
カ 上記対象行政文書のウのうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部
キ 上記対象行政文書のエのうち、「解剖場所」欄の一部
ク 上記対象行政文書のエのうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄
ケ 上記対象行政文書のエのうち、「解剖結果」欄の一部及び上から6段目の欄
コ 上記対象行政文書のオのうち、上から2段目の欄の一部及び「街宣車」欄の一部
サ 上記対象行政文書のカのうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部
- 不開示理由：
ア 上記不開示部分のア、イ、エ、カ、ク、ケ、コ及びサ
　　条例第7条第2号に該当
　　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため
イ 上記不開示部分のイ、ウ、オ、カ、ケ及びコ
　　条例第7条第4号に該当
　　現に捜査中の事件に関する情報であって、公にすることにより、当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるなど、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その

他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

ウ 上記不開示部分の才及びキ

条例第7条第4号に該当

解剖場所の詳細に関する情報であって、公にすることにより、捜査の妨害を企図する者に妨害行為を容易にする情報を提供することになり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

- ◎ 審査会の結論：実施機関は、本件審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分について、開示すべきである。

(別 表)

本件行政文書	開示すべき部分
ア 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）	「認知」欄のうち、1行目21文字目から26文字目まで、2行目12文字目から22文字目まで
ア 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）	「被疑者」欄のうち、4行目20文字目、25文字目、27文字目、30文字目及び31文字目
イ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）	「死亡日時」欄のうち、4行目全て
イ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）	「死因等」欄のうち、3行目1文字目から3文字目まで
エ 演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）	「執刀医師」欄のうち、1行目最後の文字
オ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）	上から2段目の左欄のうち、1行目全て
オ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）	「街宣車」欄のうち、1行目1文字目から5文字目まで、2行目1文字目から5文字目まで、5行目1文字目から4文字目まで及び6行目1文字目から5文字目まで
カ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～	2頁目「報告の要旨」欄の「1 事案認知」のうち、1行目18文字目から最後の文字まで及び2行目1文字目から9文字目まで
カ 安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～	3頁目14行目6文字目、11文字目、13文字目及び16文字目から最後の文字まで

(注) 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。表中の文字数の数え方にについては、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点、括弧及び数字も1文字に数える。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関は、「捜査関係情報の報告について」（警察庁刑事局長通達）に基づき、「警察庁又は管区警察局において把握しておく必要があると認められる重要な事件・事案等」について、速やかな報告が求められているとともに、社会的反響の大きい事件等に関する警察庁に対する捜査関係情報の報告については、「大きな社会的反響が予想される事件等に係る情報の速報について」（警察庁刑事局捜査第一課理事官事務連絡）が各道府県警察本部刑事部長等宛てに発出されており、警察庁刑事局捜査第一課宛ての速報が求められている。

本件行政文書は、本件事案が当該通達及び当該事務連絡に基づく警察庁関係部署に対する速報が必要であると判断された重大事件であるため、本件事案の発生後に実施機関が作成し警察庁に報告したものである。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

実施機関は、以下のア、イ及びウに掲げるとおり、条例第7条各号に該当するとして不開示にしている。これらに対し、審査請求人は、以下の不開示部分の開示を求めている。

ア 条例第7条第2号に該当するとして不開示としたもの

- ① 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部
- ② 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）」のうち、「死亡日時」欄の一部
- ③ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄
- ④ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～」のうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部

イ 条例第7条第4号に該当するとして不開示としたもの

- ① 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄
- ② 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）」のうち、「死因等」欄の一部
- ③ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖場所」欄の一部

ウ 条例第7条第2号及び第4号に該当するとして不開示としたもの

- ① 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「弁録等」欄
- ② 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）」のうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部
- ③ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から6段目の欄
- ④ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00 時点の捜査結果（令和4年7月9日）」のうち、上から2段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部

(2) 条例第7条第2号及び第4号について

ア 条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

イ 同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部（（1）のアー①）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部について条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「認知」欄の一部について、通報者の氏名及び通報内容から構成された一つの不開示情報であることが認められた。

しかし、通報者の氏名と通報内容は、容易に区分することが可能であり、氏名を不開示とし、通報内容を開示しても特定の個人を識別することはできないことが認められる。

以上のことから、「認知」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

「被疑者」欄については、被疑者の本籍、住居、職業、氏名、年齢、生年月日及び犯歴が記載されていることが認められた。本件開示請求により開示された「被疑者」欄に記載された氏名等に関する情報は、実施機関において、条例第7条第2号本文に掲げる不開示情報に該当するものの、実施機関の広報により公表されていることから開示したものである。他方、本件開示請求に係る不開示情報については、実施機関が公表した事実はないため、不開示としたものである。

この点を検討するに、不開示情報がテレビや新聞等において既に公にされている情報であったとしても、当該情報はあくまでも報道機関等が独自の取材に基づき独自に報道したものであることを踏まえれば、報道されたとの一事のみをもって、当該情報が法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するところでは認められないと考えられる。このことからすれば、実施機関が自ら公表していない情報を不開示情報とする取扱いにも一定の合理性が認められる。

なお、「被疑者」欄の一部に被疑者の生年月日が記載されていることを示す情報は有意な情報であり、具体的な生年月日それ自体と生年月日が記載されていることを示す情報は容易に区分して開示することができるため開示すべきである。

よって、別表に掲げる部分については、条例第7条第2号の該当性を認めることはできない。

加えて、「被害者」欄については、被害者の氏名及び被害者の状況が記載されており、被害者の状況については被害者の心身の状況に関する情報であることが認められた。「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれ、本号は個人の権利利益を広く保護していることから、死者に関する情報についても、本号により原則として不開示とするものである。

のことから、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部のうち、別表に掲げる部分を除いた部分については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められず、同号ただし書アに該当するとは認められない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であることは明らかである。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「認知」欄の一部、「被疑者」欄の一部及び「被害者」欄の一部について、別表に掲げる部分を除いた部分は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

イ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「弁録等」欄、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄（（1）のイー①及びウー①）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「弁録等」欄、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「捜査事項等」欄について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「弁録等」欄については被疑者の犯罪事実の要旨に対する弁解の内容、「押収証拠品」欄については事件の証拠品に関する情報、

「状況等」欄の一部については事件の状況に関する情報、「検査事項等」欄については事件の検査内容等が記載されていることが認められた。これらの情報について公にすると、当該事件の具体的な検査事項のほか、警察の検査手法に関する事項が明らかとなり、当該事件の検査及び公訴の維持に支障を及ぼす可能性がないとは言えない。また、検査手法に関する事項を公にすると、犯罪企図者において検査活動への妨害等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防及び検査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす可能性がないとも言えず、諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は検査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第一報）（令和4年7月8日）」のうち、「弁録等」欄、「押収証拠品」欄、「状況等」欄の一部及び「検査事項等」欄については、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

また、「弁録等」欄については、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当することから、同条第2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と検査本部の設置等）（令和4年7月8日）」のうち、「死亡日時」欄の一部（（1）のア-②）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と検査本部の設置等）（令和4年7月8日）」のうち、「死亡日時」欄の一部について条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これについて、当審査会が見分したところ、被害者の治療状況に関する情報や、被害者の家族に関する情報であることが認められた。

まず、被害者の治療状況に関する情報は、被害者本人の個人に関する情報であって、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、被害者の家族に関する情報は、被害者及びその家族の個人に関する情報であることから、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

なお、上記被害者の治療状況に関する情報及び被害者の家族に関する情報については、実施機関が自ら公表した情報ではない。

しかし、被害者の治療状況に関する情報とは異なり、被害者の家族に関する情報は、報道機関が独自の取材に基づき独自に報道したものであるが、多くのメディアにおいて頻繁に、同時中継や録画放映が全国的に行われ、また、当時の映像が長期にわたりウェブメディア等で何人も視聴することが可能であったことから、多くの国民が知り得る状態にあったものと考えられる。

このことからすれば、被害者の家族に関する情報は、実施機関が自ら公表した情報ではないものの、上記のように多くの国民が知り得る状態にあった情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられ、同号ただし書アにより、不開示情報から除くべきと考えられる。

よって、被害者の家族に関する情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは認められず、また、公にする予定があるとも認められないとする諮問実施機関の主張には首肯し難く、被害者の家族に関する情報は、同号ただし書アに該当するものと認めざるを得ない。

以上のことから、「死亡日時」欄の一部について、別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当せず、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

エ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と検査本部の設置等）（令和4年7月8日）」のうち、「死因等」欄の一部（（1）のイ-②）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と検査本部の設置等）（令和4年7月8日）」のうち、「死因等」欄の一部について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これについて、当審査会が見分したところ、司法解剖の実施に関する情報及び解剖場所に関する記述であることが認められた。司法解剖の実施に関する情報について公にされると、今後の検査・公判に支障が生じる可能性を否定できず、今後の犯罪の予防及び検査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

また、解剖場所に関する記述については、連日多くの報道等が行われ、大きな社会的反響があつた当該事件において、解剖場所に関する情報が公にされると、捜査の妨害を企図する者や解剖結果に不満を抱く者等からの解剖場所への訪問や職員に対する電話による攻撃、懐柔の可能性は否定できず、犯罪企図者において捜査活動への妨害等の対抗措置を図られることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

しかし、「死因等」欄の司法解剖の実施に関する情報が記載された部分及び解剖場所に関する記述を別とすれば、その他の部分は、司法解剖に関する情報の種別を示す項目であつて、当該情報が公になったとしても、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報とまでは認めることはできない。

よって、別表に掲げる部分については、条例第7条第4号の該当性を認めることはできない。

以上のことから、演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第二報：安倍元首相の死亡と捜査本部の設置等）（令和4年7月8日）のうち、別表に掲げる部分については条例第7条第4号の不開示情報には該当せず、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

オ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）」のうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部（（1）のウー②）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）」のうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、当該事件の具体的な捜査事項であることが認められた。当該情報が公になると、今後の捜査・公判に支障が生じる可能性を否定できず、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

これらのことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第三報：捜索結果等）（令和4年7月8日）」のうち、「捜索関係」欄の一部、「その他」欄及び「検視関係」欄の一部については、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当し、同条第2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖場所」欄の一部（（1）のイー③）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖場所」欄の一部について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これについて、当審査会が見分したところ、解剖場所に関する情報であることが認められた。

したがって、エと同様の理由により、当該情報は公にすることにより、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖場所」欄の一部については、条例第7条第4号に掲げる不開示情報に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

キ 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄（（1）のアーアー③）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄について条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「執刀医師」欄については、解剖を行った執刀医師の所属、職、氏名及び年齢が記載されており、「その他」欄については、御遺体の行程及びその移動手段に関する情報であることが認められた。

「執刀医師」欄のうち、解剖を行った執刀医師の所属、職、氏名及び年齢については、特定の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

まず第1に、執刀医師の氏名については、これが、①公務員等の氏名であったとしても、

公にした場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示情報とはされていないものの、②実施機関により当該氏名を公表する慣行がある場合や、公にする意思をもって当該氏名を情報提供している場合等であって、③公にした場合でも当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがなければ、同号ただし書アが適用され、不開示情報に該当しないこととなる。

この点、連日多くの報道等が行われ、大きな社会的反響があった当該事件において、執刀医師の氏名等の情報が公にされると、解剖結果に疑問や不満を抱く者等からの当該執刀医師個人への訪問、質問、攻撃等が生じるなど、当該執刀医師の私生活等に影響を及ぼすおそれが十分に考えられる。

のことからすれば、執刀医師の氏名については、上記③に示すところに照らすと、同号ただし書アに該当しないと認められる。

第2に、執刀医師の所属及び職については、これが、当該公務員等の職に係る部分に該当することから、同号ただし書ウが適用される。加えて、同号ただし書ウは、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても不開示とはしない取扱いとされているため、執刀医師の所属及び職については、不開示情報に該当しないとの考えが原則である。

しかしながら、執刀医師の所属及び職を公にすることで特定の個人を識別することができる場合であって、公にした場合、当該執刀医師の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合にまで一律に取り扱い、所属及び職を公にすれば、氏名を不開示情報とした趣旨が完全に没却される。条例第1条の趣旨が県の保有する情報は原則開示との考え方方に立ちながら、個人の権利利益も適切に保護すべき必要性を受け、この両者を適切に比較衡量することにあることに鑑みれば、同号ただし書ウの「特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしない」との取扱いについても、当該特定の公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがある限りにおいて、これを不開示情報とすることも許容されると考えられる。

この点、本件事案において、当該執刀医師の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることは前述のとおりであるから、執刀医師の所属及び職については、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

第3に、執刀医師の「年齢」については、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、同号本文が適用され、不開示情報に該当する。

なお、「執刀医師」欄の一部に執刀医師の年齢が記載されていることを示す情報は有意な情報であり、年齢それ自体と年齢が記載されていることを示す情報は容易に区分して開示することができるため開示すべきである。

よって、別表に掲げる部分については、条例第7条第2号の該当性を認めることはできない。

次に、「その他」欄に記載された御遺体の行程及びその移動手段に関する情報については、死者の個人に関する情報として、条例第7条第2号本文に掲げる不開示情報に該当する。

なお、当該事件の被害者については、内閣総理大臣経験者である当時現役の国会議員であったことから、被害者の氏名については法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められるが、本件における公表情報の考え方を踏まえても、被害者の御遺体の行程及びその移動手段までが慣行として公にされていたとは認められない。このことから、当該情報は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「執刀医師」欄及び「その他」欄について、別表に掲げる部分を除いた部分は、条例第7条第2号本文に掲げる不開示情報に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ク 「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から6段目の欄（（1）のウー③）について

諮問実施機関は、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から6段目の欄について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、「解剖結果」欄については、御遺体の解剖結果に関する具体的な情報、上から6段目の欄については、被害者の関係者に関する情報であることが認められた。

御遺体の解剖結果に関する具体的な情報については、当該情報が公になると、捜査・公判に影響を及ぼすおそれがあるほか、新たな犯罪を誘発するおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例第7条第4号本文に掲げる情報に該当する。

また、上から6段目の欄については、被害者の関係者に関する情報であり、当該不開示

部分は、開示決定時の社会情勢において、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがある情報であったことから、公になることにより、本件事案の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

したがって、当該不開示部分を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

以上のことから、「演説中の安倍元首相に対する襲撃事件（第四報：解剖結果等）（令和4年7月9日）」のうち、「解剖結果」欄の一部及び上から6段目の欄については、条例第7条第4号に該当し、同条第2号について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ケ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）」のうち、上から2段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部（（1）のウー④）について

諮問実施機関は、「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）」のうち、上から2段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部について条例第7条第4号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、上から2段目の左欄及び右欄の一部については、被疑者の捜査結果に関する情報であることが認められた。被疑者の捜査結果に関する情報については、当該情報が公になると、本件事案に関する具体的な捜査事項のほか、警察の捜査手法に関わる事項や捜査の進捗状況等が明らかとなり、本件事案の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。

しかし、上から2段目の左欄の1行目については、右欄の一部が開示されていることから、当該不開示部分を開示した場合でも、諮問実施機関が主張する捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

一方で、上から2段目の左欄の2行目については、警察の捜査手法に関わる事項とする実施機関の説明に合理性がないとも言えないため、不開示情報に該当すると認められる。

次に「街宣車」欄の一部について、当審査会が見分したところ、本件事案の捜査結果に関する具体的な情報であることが認められた。捜査結果に関する具体的な情報については、本件事案の具体的な捜査事項であり、これらが公にされると、その後の捜査及び公訴に影響を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明に合理性がないとは言えない。

しかし、「街宣車」欄のうち、「検証物件」の項目が開示されていることから、検証内容に関する情報が記載された部分を別とすれば、検証内容の項目のみを開示した場合でも、今後の犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報とまでは認めることはできない。よって、別表に掲げる部分については、条例第7条第4号に該当すると認めることはできない。

このことから、「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第五報）7／9 16：00時点の捜査結果（令和4年7月9日）」のうち、別表に掲げる部分を除いた上から2段目の左欄及び右欄の一部並びに「街宣車」欄の一部については、条例第7条第4号に該当し、このことからすれば同条第2号について判断するまでもなく、不開示情報に該当すると認めることが妥当である。

以上のことから、当該不開示部分のうち別表に掲げる部分を除いた部分については、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

コ 「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～」のうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部（（1）のアー④）について

諮問実施機関は、「安倍元内閣総理大臣に対する殺人事件（第1報）～事件の発生、被疑者の検挙、捜査本部の設置について～」のうち、「報告の要旨」欄の「1 事案認知」の一部及び記書きの「3 被疑者」の一部については、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらについて、当審査会が見分したところ、（3）のアの情報と同様の情報と認められることから、その示すところと同様に、別表に掲げる部分を除いた部分は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

2 事業の経緯

- | | |
|--------|---------------------|
| ① 開示請求 | 令和 4年 1月 6日 |
| ② 決定 | 令和 5年 2月 2日付で一部開示決定 |
| ③ 審査請求 | 令和 5年 5月 8日 |

④ 諒 ⑤ 経	問過	令和 5年 6月 15日	第 275回審査会	審議
		令和 6年 6月 14日	第 276回審査会	審議
		令和 6年 7月 19日	第 277回審査会	審議
		令和 6年 8月 19日	第 278回審査会	審議
		令和 6年 12月 19日	第 279回審査会	審議
		令和 7年 1月 30日	第 280回審査会	審議
		令和 7年 3月 25日	第 281回審査会	審議
		令和 7年 6月 6日	第 282回審査会	審議
		令和 7年 7月 14日	第 283回審査会	審議
		令和 7年 8月 19日	第 284回審査会	審議